

## 見積内訳書への記載と労務費ダンプ調査に係るQ & A

### 1. 見積内訳書への記載

| No.   | 質問  | 回答   |
|-------|---|--|
| Q1-1  | 対象となる工事は。   | 予定価格400万円を超える県発注工事が対象となります。入札に参加するすべての事業者に提出を求めます。   |
| Q1-2  | 見積内訳書に必ず記載する項目は。  | 5項目です。<br>(労務費、材料費、法定福利費、安全衛生費、建設業退職金共済掛金)   |
| Q1-3  | 見積内訳書の記載例はあるか。項目を記載する場所、位置の指定はあるか。  | 見積内訳書の記載項目については、任意様式としていますので、記載位置等の指定はありませんが、確認しやすい箇所に明示してください。なお、県ホームページに記載例を掲載しています。<br>福島県>入札監理課>工事等入札関係様式(見積内訳書記載例)<br><a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-5.html">https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-5.html</a> |
| Q1-4  | 市場単価又は標準単価等で個別項目の費用を分けて算出できない場合はどうすればよいか。   | 「算出不能」又は「計上不可」と記載することが可能です。一部のみ算出可能な場合は、その旨を明記してください。  |
| Q1-5  | 市場単価又は標準単価を用いる場合、記載項目は「労務費・材料費・法定福利費」となるか。その他の項目「安全衛生費・建設業退職金共済契約に係る掛金」は、工事価格から算出可能なため記載する必要があるか。 | 市場単価又は標準単価等を用いる場合については、当該単価に内包され内訳として分割算出が困難な費用(例:労務費・材料費・法定福利費)は、Q1-4を参照してください。一方で、工事価格等から算出可能な項目については、可能な範囲で記載してください。  |
| Q1-6  | 記載すべき項目や金額が未記入の場合はどうなるか。  | 原則として当該入札は、無効となります。  |
| Q1-7  | 一部項目の記載漏れがあった場合も無効になるか。   | 記載漏れが「未記入」や「項目無し」と判断される場合は無効となりますが、「算出不能」等の適切な記載があれば入札は有効となります。  |
| Q1-8  | 記載項目(5項目)のうち「建設業退職金共済契約に係る掛金」について、建退共ではなく中退共に加入している場合は、どのように記載すべきか。                               | 建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、金額の欄に「-」と記載し、理由を明記してください。  |
| Q1-9  | 入札時点で下請業者が未確定で建退共、中退共どちらに加入しているか不明な場合、見積内訳書にはどのように記載すればよいか。                                       | 入札時点で下請業者が未確定の場合は、想定される施工条件等に基づき合理的に見込んだ額を計上してください。また、契約前で下請業者の加入制度(建退共又は中退共等)が不明な場合でも、一般的な施工条件を踏まえた見込みにより記載して差し支えありません。   |
| Q1-10 | 随意契約(400万円以下)において、見積内訳書の提出は必要か。   | 不要です。  |

## 見積内訳書への記載と労務費ダンピング調査に係るQ & A

### 1. 見積内訳書への記載

| No.   | 質問       | 回答                           |
|-------|----------|------------------------------|
| Q1-11 | 適用開始時期は。 | 令和8年6月1日以降に入札公告を行う工事から適用します。 |

## 見積内訳書への記載と労務費ダンピング調査に係るQ & A

### 2. 労務費ダンピング調査

| No.  | 質問  | 回答  |
|------|---|---|
| Q2-1 | 調査はどの段階で行われるか。                                      | 落札候補者決定後に実施します。   |
| Q2-2 | 一定水準を下回った場合はどうなるか。                                  | まず、理由の確認を行い、合理性を確認します。  |
| Q2-3 | 不合理と判断された場合の対応は。                                    | 落札候補者に注意喚起・警告を行った上で契約し、国土交通省の建設Gメンへ通報します。   |
| Q2-4 | 随意契約（400万円以下）の場合にも労務費ダンピング調査は行われるか。                 | 行いません。<br>なお、適正な水準の労務費の確保と支払いの実効性の確保を図るため、適切な費用の積上げを行ってください。  |
| Q2-5 | 共通仮設費を積み上げ計上した場合（例えば交通誘導員や仮囲い等）に、労務費や材料費の記載はどうするのか？ | 共通仮設費に含まれる労務費等の内訳を記載することが望ましいですが、その額が軽微であるとの理由であれば記載は不要です。<br>また、記載する場合、労務費ダンピング調査は、直接工事費に着目していることから、直接工事費と共通仮設費における材料費、労務費等を分けて記載してください。 |
| Q2-6 | 適用開始時期は。  | 令和8年6月1日以降に入札公告を行う工事から適用します。  |